

**重要なお知らせ**  
(必ず、保護者の方に  
渡してください)

# こうとうがっこうとうしゅうがくしえんきんせいど 高等学校等就学支援金制度

令和2年7月～

## 1. 制度の概要

### 【制度概要】

御家庭の教育費負担軽減を図るための、国による授業料支援の仕組みです。愛媛県立高等学校・中等教育学校（後期課程）では、約90%の生徒が利用しています。

### 【受給資格】

高等学校・中等教育学校（後期課程）等に在学する、**日本国内に住所を有する方**が対象です。

ただし、**次のいずれかに該当する方は対象となりません。**

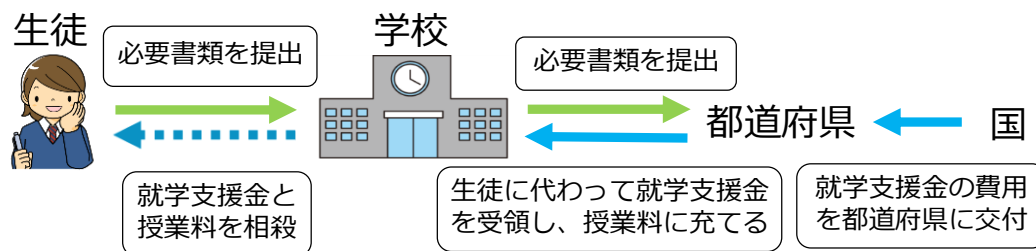
- ・保護者等の所得について、**以下の算定式により計算した額が、30万4,200円以上**の方（年収目安約910万円以上の方）

【算定式】**(市町村民税の)課税標準額×6% - (市町村民税の)調整控除の額**

- ・高校等（修業年限が3年未満のものを除く）を卒業又は修了した方
- ・高校等に在学した期間が通算して36月（定時制・通信制等の場合は別途算定）を超えた方

## 2. 就学支援金の支給方法

就学支援金は、学校設置者（都道府県、学校法人等）が生徒本人に代わって受け取り、授業料に充てます。生徒や保護者が直接受け取るものではありません。



## 3. 受給資格の認定

利用のためには、**申請が必要です**。学校から案内があるので、必ず申請書類（マイナンバー関係書類等を含む）を学校に提出してください。

**★令和2年度から、オンライン申請もできるようになりました。**

提出された書類を基に、都道府県が受給資格の認定を行います。

毎年7月頃、御家庭の所得情報が更新されるので、都道府県はこれに基づいて改めて受給資格の確認を行います。この時には、申請時に提出されたマイナンバーを利用し、都道府県が確認作業を行うため、マイナンバー関係書類の再度の提出は不要です。

※マイナンバーは、法令に定められた必要な範囲のみで、就学支援金の支給に関する事務に活用します。

※意向確認書類（保護者等情報や課税地の変更の有無を含む。）の提出が必要な場合があります。

### <オンライン申請について>

- ① パソコン、スマートフォンから以下のURLを入力してアクセスする。  
<https://www.e-shien.mext.go.jp/>  
右下のQRコードを読み取ってもアクセスできます。
- ② ログインID、パスワードを入力し、「ログイン」ボタンをクリック。  
※ID・パスワード通知書は、個々人に学校が配付します。
- ③ 画面の指示に従い、必要事項を入力して登録する。



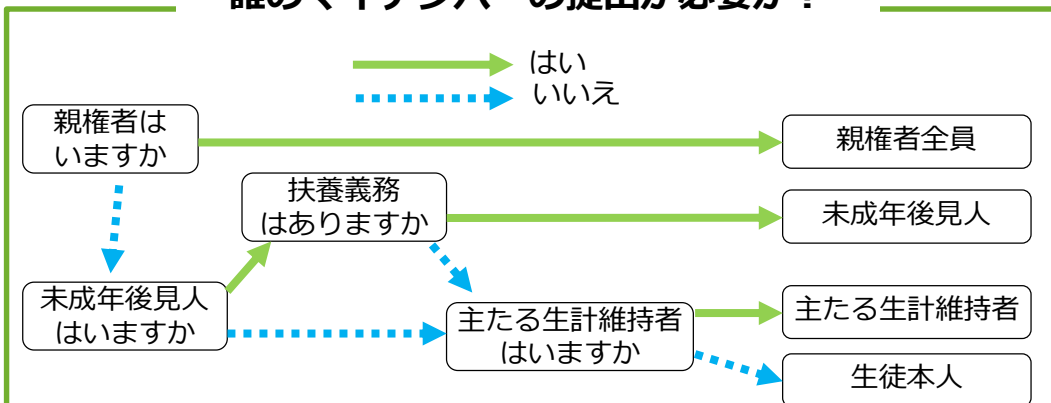
### (注意事項)

- ・虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、刑罰に処されることなどがあります。
- ・保護者等のマイナンバーを明らかに出来る書類は、原則、親権者全員分(例：親権者が両親ならば2名分)が必要です。詳細は下図をご覧ください。

## 4. 提出書類 (各校へ提出)

対象	提出書類
オンライン申請される方	○高等学校等就学支援金に係る提出書類等確認票 ○個人番号カード(写)等貼付台紙又は課税証明書等 ○個人番号利用目的同意書(個人番号提出者のみ)
紙で申請される方 ※申請書類は、各学校へ問い合わせください。	○高等学校等就学支援金に係る提出書類等確認票 ○高等学校等就学支援金受給資格認定申請書(様式第1号) ○個人番号カード(写)等貼付台紙又は課税証明書等 ○個人番号利用目的同意書(個人番号提出者のみ)
申請されない方	○高等学校等就学支援金に係る提出書類等確認票

## 誰のマイナンバーの提出が必要か？



※下記の例の場合など、マイナンバーカードの写し等の提出が困難と認められる場合は、上図と異なる場合があります。

提出が困難な場合や、締切に間に合わない可能性のある場合は、まず学校等にご相談ください。

(マイナンバーの提出が困難と考えられる場合の例)

- ・ドメスティック・バイオレンスなどの理由により接触が困難な場合
- ・海外に在住しており、住民税が課されていない場合 等

## 5. 提出期限

### ○オンライン申請される方

- ① 学校からログインID等の交付を受けてください。
- ② 月 日までに、オンライン申請を実施してください。
- ③ 月 日までに、提出書類を学校へご提出ください。

### ○紙で申請される方

- ① 月 日までに、提出書類を学校へご提出ください。

### ○申請されない方

- ① 月 日までに、確認票を学校へご提出ください。

## 6. 奨学のための給付金について

就学支援金とは別に、低所得世帯の授業料以外の教育費を支援する『奨学のための給付金』という制度もあります。(返済不要) 7月中旬頃に、在籍校を通じて別途ご案内いたします。

- 基準日 : 原則として7月1日  
対象者 : 生活保護世帯  
住民税所得割額が非課税の世帯  
(家計急変により非課税に相当することとなった世帯も含む)  
支給額 : 32,300円 ~ 129,700円  
※世帯区分によって、支給額は異なります。

お問合せ先：愛媛県立〇〇〇〇〇〇学校

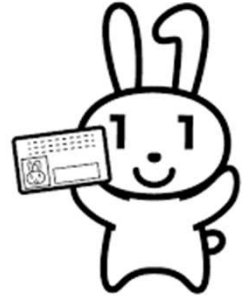
TEL \*\*\*-\*\*\*\*-\*\*\*\*

URL [https://\\*\\*\\*\\*\\*.esnet.ed.jp/](https://*****.esnet.ed.jp/)

こうとうがっこうとうしゅうがくしえんきん

# 高等学校等就学支援金の申請は マイナンバーで！

高等学校等就学支援金は、  
国の授業料支援の仕組みです。



マイナンバーキャラクター  
マイナちゃん

申込みは、学校へ。  
マイナンバーで申請してください。

## ▼必要なもの (いずれかをご用意ください)

①マイナンバーカードの裏面コピー

または

②マイナンバーが記載された  
住民票写し ※住民票記載事項証明書でも可



«注意！»  
通知カードは  
原則として  
使用できません。



このほか、本人確認のためにマイナンバーカードの表面や、身分証明書のコピー等が必要になる場合があります。詳しくは、学校からのお知らせを確認してください。

入学時等にマイナンバーを提出して認定を受けた場合、その後も所得制限に該当しなければ、3年間 (定時制・通信制は4年間)、**原則手続不要**です。

- ※途中で保護者が変わったり、住所が変わったりした場合は、手続きが必要になることがあります。
- ※一度所得制限に該当した方が、再度支給を受けようとするときには、再度申請手続が必要です。

原則1回

でOK!

4月

手続の  
時期

1年生

2年生

3年生



# こうとう がっ こうとう しゅう がく しえん きん 高等学校等就学支援金

## 対象

**高校等**（高等学校、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年生）、専修学校（高等課程）など）に**在学中**で、**日本国内に住所を有する方**。

ただし、次のいずれかに該当する方は対象となりません。

- ・高校等（修業年限が3年未満のものを除く）を卒業又は修了した方
- ・高校等に在学した期間が通算して36月（定時制・通信制等の場合は48月）を超えた方
- ・保護者等の所得について、以下の算定式により計算した額が、30万4,200円以上の方

## 【計算式】市町村民税の課税標準額×6% - 市町村民税の調整控除の額

※ 政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算



ご自身の課税標準額などはマイナポータルで「あなたの情報」から確認できます。（マイナンバーカードが必要です。）

マイナポータルHP

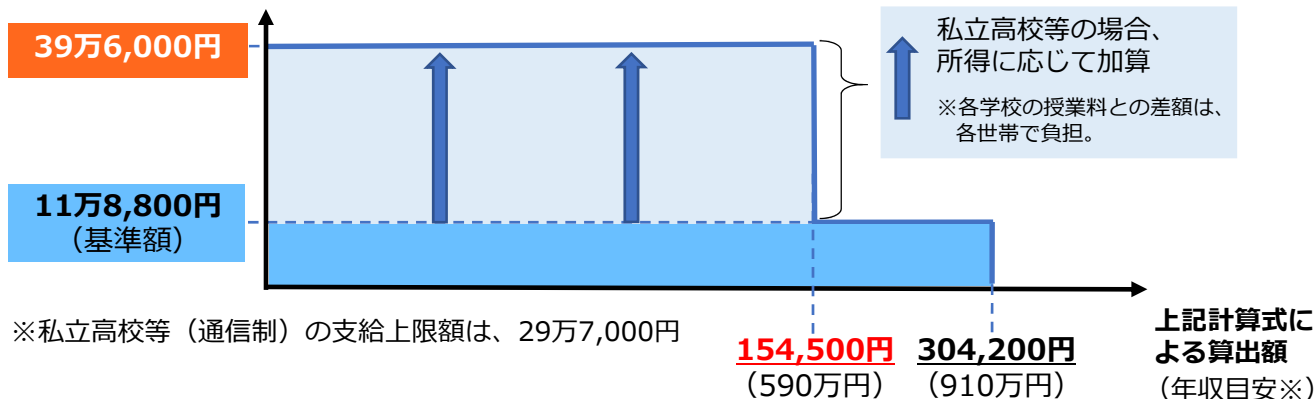


## 支給額

- (1) **国公立高校**に通う生徒：  
公立高校授業料相当額（年額11万8,800円）  
国公立高校は授業料負担が実質0円になります。
- (2) **私立高校等**に通う生徒：**（年額最大39万6,000円）**  
下図のとおり、所得に応じ支給額は変わります。

就学支援金とは別に、都道府県独自の経済的支援があります。詳しくは各都道府県にお問合せください。

### 全日制高校の場合の支給上限額



※年収目安は、保護者2人・高校生・中学生の4人家族で、保護者の一方が働いている場合の目安であり、家族の人数や年齢、働いている人の人数等で、実際に対象となる年収目安は変わるのでご注意ください。